⑷　共有

２人以上の者が１個の物を共同して所有する場合を「共同所有」という。共同所有には、❶ 共有、❷ 合有、❸ 総有がある。

249 条以下で規定する共有は、持分権や分割請求権が認められているように、個人所有的性質が強い共同所有形態である。

ア　共同所有の形態

①　（狭義の）共有・合有・総有の意義

（狭義の）共有	数人がそれぞれ共同所有の割合としての「持分」を有して１つの物を所有する形態である。その持分について各共有者は処分の自由をもち、共有物につき持分に応じた分割請求の自由を有することに特色がある Ex.　友人３人で資金を出し合って別荘地を購入した場合
合有	各共有者が持分を潜在的には有するが、持分処分の自由が否定され、また目的物の分割請求の自由も否定される形態である Ex.　共同の事業を営むため数人が出資して作った組合の財産
総有	共同所有者の持分が潜在的にも存在せず、各共同所有者は目的物に対して利用・収益権を有するのみであって、管理権は必ずしも各共同所有者が行使せず、慣習や取り決めによって代表者等がこれを行使する形態である Ex.　権利能力なき社団

【（狭義の）共有・合有・総有の整理】

	持分の有無	持分の処分や持分の分割請求ができるか	具体例
（狭義の）共有	持分あり	・持分の処分：できる ・持分の分割請求：できる	共同相続財産
合有	潜在的持分あり	・持分の処分：できない ・持分の分割請求：できない	組合財産
総有	潜在的持分すらない	※　そもそも潜在的持分すらないのであるから、当然「持分の処分」も「持分の分割請求」も問題にならない	権利能力なき社団の財産関係

②　持分・持分権

共有関係における各共有者による所有の割合を「持分」という。また、持分に基づいて各共有者が有する権利を「持分権」という。

持分の割合は、意思表示や法律の規定（241 条ただし書等）で定められるが、それが不明な場合は、各共有者の持分は平等と推定される（250 条）。

持分権は、各共有者が自由に処分することができる。持分権の処分は、他の共有者の持分権に影響を及ぼさない。これに対し、共有者の１人がその持分を放棄したとき、または相続人なくして死亡したときは、その持分は他の共有者に帰属する（255 条）。

不動産登記法との関連　COLUMN

所有者が２人以上の場合で表題登記を申請するときは、その持分を申請情報の内容とする。

イ　共有目的物の利用

各共有者は、共有物の全部につき、その持分に応じた使用をすることができる（249 条１項）。例えば、Ａ、Ｂ、Ｃが共同で家を買った場合（持分割合は平等）、Ａは物理的に３分の１の面積しか使えないわけではない。

各共有者は共有物を使うときは、共有物の全体を使うことができ、その程度が、持分の割合に応じて制約を受ける。別段の合意がある場合を除き、他の共有者に対し、自己の持分を超える使用の対価を償還する義務を負う（249 条２項）。例えば、１つの自転車を２人が共有している場合、各自が２日に一度ずつ使用するといった具合である。共有者は、善管注意義務をもって、共有物の使用をしなければならない（249 条３項）。